

藤井寺市柏原市学校給食組合職員定数条例

昭和 46 年 1 月 16 日  
条 例 第 8 号

改正

昭和 46 年 8 月 19 日 条例第 16 号  
昭和 49 年 3 月 2 日 条例第 4 号  
昭和 53 年 3 月 2 日 条例第 1 号  
昭和 55 年 3 月 1 日 条例第 9 号  
昭和 57 年 2 月 22 日 条例第 4 号  
昭和 59 年 11 月 13 日 条例第 1 号

昭和 47 年 3 月 1 日 条例第 1 号  
昭和 50 年 3 月 1 日 条例第 1 号  
昭和 54 年 2 月 28 日 条例第 1 号  
昭和 56 年 3 月 2 日 条例第 1 号  
昭和 58 年 10 月 28 日 条例第 1 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、組合に属する職員で常時勤務する職員（臨時的任用の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、74 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 8 月 19 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 8 月 20 日から適用する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 2 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 2 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 2 月 22 日条例第 4 号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月28日条例第1号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。